

コープおおさか病院
臨床研修施設群

歯科医師臨床研修プログラム

目次

はじめに

1. 臨床研修プログラムの名称
2. プログラムの特色と臨床研修の目標
3. 研修プログラム責任者と参加施設の概要
4. 研修管理委員会の名称及び研修歯科医の指導体制
5. 研修歯科医師定員及び募集方法
6. プログラムの期間とカリキュラム
7. 教育に関する行事
8. 評価に関する事項
9. プログラム修了の認定
10. プログラム修了後のコース
11. 研修歯科医師の処遇
12. 資料請求先

はじめに

コープおおさか病院臨床研修施設群における卒後臨床研修は、一般歯科医療において必要な基本的知識と技能を修得するとともに、歯科臨床における歯科医師と患者、歯科医師と他の医療従事者との人間関係のあり方、医の倫理についてさらに理解を深め、総合的な視野に立ち、真に国民の期待に充分応えうる全人的な質の高い歯科医師の基礎の形成を目標にしています。

コープおおさか病院臨床研修施設群を構成する各歯科事業所は、地域に密着した歯科医療を提供しています。日常の診療において「安全・安心・信頼」の歯科医療はもちろん、インプラント・矯正などの自費診療の分野でも先進医療を提供する体制の充実と整備により医療の質向上を目指し日々研鑽しています。また、「患者の人権を守る」無差別平等の歯科医療に取り組んでいます。

治療のみならず、生活習慣病をはじめ予防医学の重要性が言われ久しいですが、加えて超高齢化社会を迎える社会においては在宅歯科医療への期待が広がっています。歯科のみで完結するのではなく、広く医科・介護分野とも協同をすすめながら、人生の最期の場面まで食べることを支援する役割が歯科にあると考えています。さらには当施設が生活協同組合であるという特色を生かし、地域での「歯とお口の健康づくり」を地域住民とともに進めていくことも重視をしています。

日進月歩の歯科医療の中で、教育研修の果たす役割は極めて大きい事は言うまでもありません。豊富な経験と高い教育理念を持つ歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士を有し、「人権を守る歯科医療」「チーム医療」「医科歯科介護連携・多職種協同」の実践を目指している当院での研修が素晴らしい歯科医師人生のスタートとなると確信しております。

多大な技術・知識の獲得と同時に尊敬される歯科医師を目指し、自主的・積極的に研修に取り組まれることを期待しています。

1. 臨床研修プログラムの名称

「コープおおさか病院 臨床研修施設群 歯科医師臨床研修プログラム」

2. プログラムの特色と臨床研修の目標

① プログラムの特色

【民医連綱領】

私たち民医連は、無差別・平等の医療と福祉の実現をめざす組織です。

戦後の荒廃のなか、無産者診療所の歴史を受けつぎ、医療従事者と労働者・農民・地域の人びとが、各地で「民主診療所」をつくりました。そして1953年、「働くひとびとの医療機関」として全日本民主医療機関連合会を結成しました。

私たちは、いのちの平等を掲げ、地域住民の切実な要求に応える医療を実践し、介護と福祉の事業へ活動を広げてきました。患者の立場に立った親切でよい医療をすすめ、生活と労働から疾病をとらえ、いのちや健康にかかわるその時代の社会問題にとりくんできました。また、共同組織と共に生活向上と社会保障の拡充、平和と民主主義の実現のために運動してきました。

私たちは、営利を目的とせず、事業所の集団所有を確立し、民主的運営をめざして活動しています。

日本国憲法は、国民主権と平和的生存権を謳い、基本的人権を人類の多年にわたる自由獲得の成果であり永久に侵すことのできない普遍的権利と定めています。

私たちは、この憲法の理念を高く掲げ、これまでの歩みをさらに発展させ、すべての人が等しく尊重される社会をめざします。

- 一. 人権を尊重し、共同のいとなみとしての医療と介護・福祉をすすめ、人びとのいのちと健康を守ります
- 一. 地域・職域の人びとと共に、医療機関、福祉施設などとの連携を強め、安心して住み続けられるまちづくりをすすめます
- 一. 学問の自由を尊重し、学術・文化の発展に努め、地域と共に歩む人間性豊かな専門職を育成します
- 一. 科学的で民主的な管理と運営を貫き、事業所を守り、医療、介護・福祉従事者の生活の向上と権利の確立をめざします
- 一. 国と企業の責任を明確にし、権利としての社会保障の実現のためにたたかいます
- 一. 人類の生命と健康を破壊する一切の戦争政策に反対し、核兵器をなくし、平和と環境を守ります

私たちは、この目標を実現するために、多くの個人・団体と手を結び、国際交流をはかり、共同組織と力をあわせて活動します。

2010年2月27日

全日本民主医療機関連合会 第39回定期総会

コープおおさか病院歯科とその臨床研修施設群は、全日本民主医療機関連合会（全日本民医連）に加盟

しており、上記の民医連綱領のもとに、患者の人権を大切に、安全・安心・信頼の医療をおこなう。

小児から高齢者、障害者まで様々な症例の患者が来院し、歯科訪問診療や歯科矯正にも取り組んでいるため、多種多様な治療法・処置法の研修ができ、診断・治療能力の向上を図ることができる。

② 臨床研修の目標

○研修目標

歯科医師臨床研修は、歯科医師として必要最小限の能力を身につける期間である。当臨床研修施設群は、医療福祉生活協同組合連合会という地域住民の主体的参加によって運営されている事業体でおこなわれる。したがって、医福連の諸活動には積極的に参加し、地域住民の思いやニーズを直接感じていただきたいと考える。

当臨床研修施設群は、全ての歯科臨床医に求められる、基本的な診療に必要な知識・技能・態度を身につけ、病める人の全体像をとらえることのできる全人的な医療の習得及び、厚生労働省通知の別添「歯科医師臨床研修の到達目標」に到達することを目標とする。

3. 研修プログラム責任者と参加施設の概要

① 研修プログラム責任者

結城 徳之（コープおおさか病院 医長）

第6回（平成27年開催）北海道大学病院指導歯科医講習会受講済み

② 研修プログラム参加施設とその概要

本プログラムはコープおおさか病院歯科を管理型研修施設とし、下記の協力型研修施設に参加いただき、研修目標の達成を目指す。

【管理型臨床研修施設】

<研修期間>

4カ月（4月～7月）

<施設名>

① コープおおさか病院歯科

〒538-0053 大阪府大阪市鶴見区鶴見 3-6-22

電話：06-6914-1107 F A X：06-6914-1109

指導歯科医

結城 徳之（コープおおさか病院 医長）

第6回（平成27年開催）北海道大学病院指導歯科医講習会受講済み

北川 省吾（コープおおさか病院 歯科医師）

令和元年度日本大学松戸歯学部付属病院歯科医師臨床研修指導医ワークショップ

【協力型（Ⅰ）臨床研修施設】

管理型研修施設と同様の研修内容を進めるとともに、異なる地域特性や医療活動、多職種連携、地域連携、地域保健活動を活かした研修を行う。

<研修期間>

下記①もしくは②にて8カ月（8月～3月）

<施設名>

① 生協森の宮歯科

〒537-0025 大阪府大阪市東成区中道 1-10-35

電話：06-6975-0841 F A X：06-6975-0843

研修実施責任者 池田 善一（所長）

指導歯科医 池田 善一（所長）

第6回（平成27年開催）北海道大学病院指導歯科医講習会受講済

② 耳原歯科診療所

〒590-0808 大阪府堺市堺区大仙西町 6-184-2

電話：072-245-2912 F A X：072-245-5732

研修実施責任者 橋本 祐介（所長）

指導歯科医 橋本 祐介（所長）

厚生労働省・財団法人歯科医療研修振興財団及び大阪歯科大学主催

平成19年度歯科医師臨床研修指導歯科医講習会受講済み

【協力型（Ⅱ）臨床研修施設】

管理型研修施設と同様の研修内容を進めるとともに、異なる地域特性や医療活動、多職種連携、地域連携、地域保健活動を活かした研修を行う。

<研修期間>

下記①②③のいずれかで5日間（管理型臨床研修施設の期間中に設定）

<施設名>

① せいきょう三丁目歯科

〒536-016 大阪府大阪市城東区蒲生 3-15-12

電話：06-6936-8241 F A X：06-6936-1182

研修実施責任者 辻 良典

指導歯科医 西田 輝雄

平成18年 朝日大学主催第8回歯科医師臨床研修指導歯科医講習会受講済み

② たいしょう生協歯科

〒544-0023 大阪府大阪市大正区千鳥 1-20-12

電話:06-6554-8841 F A X :06-6554-8837

研修実施責任者 南端 理伸 (所長)

指導歯科医

南端 理伸 (所長)

令和2年度 埼玉県歯科医師会・明海大学歯学部附属明海大学病院共催

第12回歯科医師臨床研修指導歯科医講習会受講済み

大森 康德

令和2年度 埼玉県歯科医師会・明海大学歯学部附属明海大学病院共催

第12回歯科医師臨床研修指導歯科医講習会受講済み

③ 保健生協皮膚科歯科診療所

〒533-0032 大阪府大阪市東淀川区淡路 4-34-11

電話:06-6320-4178 F A X :06-6320-4138

研修実施責任者 下山 安津子 (所長)

指導歯科医 下山 安津子 (所長)

平成30年 日本歯科医師会主催歯科医師臨床研修指導歯科医講習会受講済み

4. 研修管理委員会の名称及び研修歯科医の指導体制

<研修管理委員会の名称及び管理運営体制>

「コープおおさか病院 歯科臨床研修施設群研修管理委員会」

委員長 結城 徳之 (コープおおさか病院 歯科医長、プログラム責任者、指導歯科医)

構成員 池田 善一 (生協森の宮歯科所長、研修実施責任者、指導歯科医)

橋本 祐介 (耳原歯科診療所所長、研修実施責任者、指導歯科医)

辻 良典 (せいきょう三丁目歯科所長、研修実施責任者)

南端 理伸 (たいしょう生協診療所歯科所長、研修実施責任者、指導歯科医)

下山 安津子 (保健生協皮膚科歯科診療所所長、研修実施責任者、指導歯科医)

井土 昌之 (田島診療所歯科 所長、外部委員)

西上 喜房 (コープおおさか病院院長、管理者)

森田 充代 (コープおおさか病院歯科歯科衛生士長)

月見 英明 (コープおおさか病院事務長)

谷口 幸司 (生活協同組合ヘルスコープおおさか歯科部統括事務長、事務部門の責任者)

三宅 麻記 (耳原歯科診療所事務長)

坂田 進 (大阪民主医療機関連合会事務局次長 歯科部担当理事、)

増田 旬至 (耳原歯科診療所歯科技工士)

<研修歯科医の指導体制>

① 研修管理委員会

年に3回（4月、9月、3月）開催し研修歯科医の採用および臨床研修全般の管理運営、プログラムの管理、研修歯科医の管理と研修状況の評価（中断・修了時の手続・研修修了判定の評価を含む）、指導歯科医等の管理・指導、臨床研修の改善等をおこなう。

② プログラム責任者の役割

プログラム責任者は、1年間を通じて、個々の研修歯科医の指導・管理（協力型臨床研修施設間の調整など）を担当する。プログラム責任者は、指導歯科医と密接な連携をとり、研修歯科医の目標到達状況を適宜把握し、研修歯科医が修了時までには到達目標を全て達成できるように調整をおこなうとともに、研修管理委員会にその状況を報告する。

③指導歯科医の役割

指導歯科医は、担当する診療チームでの研修期間中、診療行為も含めて指導をおこない、適宜目標達成状況を把握する。

④指導歯科医以外の歯科医師の役割

上級歯科医師は、プログラム責任者及び指導歯科医の指示に従い、担当する診療チームでの研修期間中、研修歯科医の診療行為の指導をおこない、プログラム責任者及び指導歯科医に適宜目標達成状況を報告し、研修歯科医の到達目標の習得を助ける。

⑤指導体制

研修歯科医は指導歯科医の直接指導の下で研修をおこなう、あるいは指導歯科医の指導の下で、指導歯科医以外の歯科医（いわゆる上級歯科医）とともに診療チームを形成して研修をおこなう。

5. 研修歯科医定員及び募集方法

研修歯科医定員 2名

募集方法 マッチングプログラムによる公募でおこない、「面接・小論文・適正検査」により採用者を選考する。

募集時期 2022年6月

選考時期 2022年8月

6. プログラムの期間とカリキュラム

1)研修期間

4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

研修期間Ⅰ（生協森の宮歯科を含む研修）

① 4月～7月の4ヶ月間はコープおおさか病院歯科にて研修をおこなう

② 上記①の内、5日間はコープおおさか病院（医科）にてチーム医療、多職種連携及び歯科診療に

おける全身管理の概要についての研修を行う。また、5日間はせいきょう三丁目歯科、たいしょう生協歯科、保健生協皮膚科歯科診療所のいずれかで研修をおこなう

- ③ 8月～3月の8ヶ月間は生協森の宮歯科にて研修をおこなう

研修期間Ⅱ（耳原歯科診療所を含む研修）

- ① 4月～7月の4ヶ月間はコープおおさか病院歯科にて研修をおこなう
② 上記①の内、5日間はコープおおさか病院、5日間はせいきょう三丁目歯科、たいしょう生協歯科、保健生協皮膚科歯科診療所のいずれかで研修をおこなう
③ 8月～3月の8ヶ月間は耳原歯科診療所にて研修をおこなう

2) 研修カリキュラム

本プログラムのカリキュラムは、別紙「コープおおさか病院臨床研修施設群 歯科医師臨床研修プログラム」に定める。

3) 症例数

本プログラムのカリキュラムに沿って研修する症例数は以下の通りとする。

- ・ 歯科医師臨床研修の到達目標を達成するために必要な症例数・・・428症例

3) 研修方法

- ・ 本研修カリキュラムに沿って、厚生労働省の示した歯科医師臨床研修の到達目標を目指し、歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）、資質・能力、及び基本的診療業務遂行能力の習得に努める。
- ・ 指導歯科医の指導のもとで、治療計画を立案する。
- ・ 指導歯科医の判断により、割り当て患者以外の症例において、治療の一部を担当した場合でも当該項目について研修実績として認める。
- ・ 研修歯科医は、できるだけその日の内に研修内容を報告書に記載する。

7. 教育に関する行事

勉強会・症例検討会

月1回木曜日の午後に実施

講演会・学会等

適宜参加をし、報告会を実施する

8. 評価に関する事項

- (1) 研修歯科医は毎月の職場会議で研修到達を報告し、評価を受ける。
(2) 研修管理委員会にて、研修歯科医の研修の進捗管理及び評価をおこなう。必要な場合は研修歯科医に

配当する患者を増やすなど、プログラムの運用面での見直しを行う。

別表「コープおおさか病院臨床研修施設群歯科医師臨床研修施設群ミニマムリクワイアメント」に示した研修内容については、4カ月ごとに下記のA～Eの5段階で評価を行う。

- A：修得：指導歯科医による処置後の確認を必要としない段階
- B：体験：指導歯科医による処置後の確認を必要とする段階
- C：介助
- D：見学
- E：未経験

9. プログラム修了の認定

研修期間終了時に、研修管理委員会にて研修歯科医の評価を行い、研修修了と認定されたものについては臨床研修修了証を交付する。

1) 修了判定を行う項目と基準

下記項目・基準をもとに、カリキュラムに示す歯科医師臨床研修の到達目標に照らし合わせて、総合的な評価を行う。

① 研修内容の5段階評価

各到達目標に対する研修内容について、必要な症例数を経験し、かつB以上の評価を得ること。但し、介助が研修内容になっている目標については、Cの評価で修了を可能とする。

② ポートフォリオ

各到達目標に対する必要なレポート等の研修記録がそろっていること。

③ 症例発表

1 症例以上

10. プログラム修了後のコース

大阪民主医療機関連合会加盟の歯科事業所で引き続き研修を希望する歯科医師は採用面接を受けることができる。

11. 研修歯科医の処遇

- 身分：常勤職員
- 給与：基本給 200,000円/月
- 諸手当：通勤手当（通勤にかかる費用の実費）
時間外割増手当（基本給の2割5分増）
休日割増手当（基本給の3割5分増）
深夜割増手当（基本給の2割5分増）
賞与無し
退職金無し

- 社会保険 : 健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険有り
宿舎 : 医師住宅なし
勤務時間 : 日勤の場合、 9 : 0 0 始業～1 7 : 0 0 終業 (休憩 6 0 分)
夜勤の場合、 1 3 : 0 0 始業～2 1 : 0 0 終業 (休憩 6 0 分)
時間外勤務の有無 : 有り
当直勤務の有無 : 無し
休暇 : 日曜日、**土曜日 (月 2 回)** 及び祝日及び年末年始 (1 2 月 2 9 日～1 月 3 日)
年次有給休暇 (6 ヶ月継続勤務した場合 1 0 日/年)
その他の有給休暇 (慶弔休暇・夏期休暇・生理休暇・産前産後休暇)
研修歯科医のための施設内の部屋 : 1 室
健康管理 : 健康診断年 1 回実施
採用時検診有り
賠償保険 : 歯科医師賠償責任保険に歯科事業所として加入。**ただし任意での個人加入も可能。**
外部研修 : **研修実施責任者が認めた外部研修に参加できる。その場合の参加費、交通費は支給する。**

1 2 . 資料請求先

〒 5 3 7 - 0 0 2 5 大阪府大阪市東成区中道 1 - 1 0 - 3 5
生協森の宮歯科 谷口 幸司
電話 : 0 6 - 6 9 7 5 - 0 8 4 1 FAX : 0 6 - 6 9 7 5 - 0 8 4 3
Eメールアドレス : k-taniguti@health-coop.jp
ホームページ : <http://www.health-coop.jp/>

[別紙]

コープおおさか病院臨床研修施設群 歯科医師臨床研修プログラム

【臨床研修の到達目標】

臨床研修は、歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。

- ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人の役割を理解し、連携を図る。

- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ② 科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

- ① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。
- ② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
- ③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。
- ④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
- ⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。
- ⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

(2) 基本的臨床技能等

- ① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。
- ② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。
 - a. 歯の硬組織疾患
 - b. 歯髄疾患
 - c. 歯周病
 - d. 口腔外科疾患

e. 歯質と歯の欠損

f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下

- ③ 基本的な応急処置を実践する。
- ④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。
- ⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。
- ⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。

(3) 患者管理

- ① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。
- ② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。
- ③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。
- ④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。
- ② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。
- ③ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。
- ④ 障害を有する患者への対応を実践する。

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

(1) 歯科専門職間の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。
- ③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

(2) 多職種連携、地域医療

- ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
- ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。
- ③ 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。
- ④ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。
- ⑤ 歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。
- ⑥ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。

(3) 地域保健

- ① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。
- ② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。
- ③ 歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

- ① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
- ② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
- ③ 介護保険度の目的と仕組みを理解し、説明する。

【歯科医師臨床研修の症例数・ミニマムリクワイアメント】

本カリキュラムは、前述の目標到達に必要な症例数を、別表「コープおおさか病院臨床研修施設群 歯科医師臨床研修プログラム ミニマムリクワイアメント」に定める

以上

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
1 基本的診療能力等				
(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画				
①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。	初診時医療面接、再診時医療面接	①～⑥に関わる一連の研修を10症例	指導歯科医の指導の下で初診患者に対応する。また、毎回の研修医自身の担当患者の診療研修で、継続的な対応を行っていく。	①～⑥に関わる一連の研修を、最低10症例を経験し、判定する。
②全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を記録・解釈する。	口腔内診察、頭頸部診察、各種検査の必要性の判断			
③診察所見に応じた適切な検査を選択・実施し、検査結果を記録・解釈する。	エックス線検査、咬合検査、咀嚼能力検査、歯周組織検査			
④病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。	担当患者の診断に関する口頭試問			
⑤診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考えうる様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。	診療計画に関するカンファレンス参加、プロトコール作成			
⑥必要な情報を整理した上で、患者にわかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。	患者への病状説明、インフォームドコンセント、同意書の取得			
(2) 基本的臨床技能等				
①歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。	ブラッシング指導	5 症例	指導歯科医の指導のもと各診療を担当する。	各項目で必要な症例数を経験し、判定する。
	フッ化物歯面塗布	5 症例		

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
②一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。				
a) 歯の硬組織疾患	知覚過敏処置	10症例	指導歯科医の指導のもと各診療を担当する。	各項目で必要な症例数を経験し、判定する。
	軟化象牙質除去	10症例		
	間接覆とう	10症例		
	直接覆とう	6症例		
	レジン修復 I 級	10症例		
	II 級	10症例		
	III 級	10症例		
	IV 級	10症例		
	V 級	10症例		
	インレー形成 複雑	5症例		
	試適・SET	5症例		
b) 歯髄疾患	生活歯髄切断	1症例	指導歯科医の指導のもと各診療を担当する。	各項目で必要な症例数を経験し、判定する。
	感染根管処置(1回目の処置)	10症例		
	抜髄(1回目の処置)	5症例		
	根管拡大・貼薬	10症例		
	根管充填	5症例		
c) 歯周病	TBI	10症例	指導歯科医の指導のもと各診療を担当する。	各項目で必要な症例数を経験し、判定する。
	口腔清掃	10症例		
	歯周組織検査	10症例		
	口腔内写真	2症例		
	スケーリング	10症例		
	SRP	10症例		
	歯周外科見学	1症例		
d) 口腔外科疾患	重度の歯周病に罹患した歯の抜歯	10症例	指導歯科医の指導のもと各診療を担当する。	各項目で必要な症例数を経験し、判定する。
	鉗子抜歯	7症例		
	ヘーベル抜歯	7症例		

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準		
	レジンコア	3症例				
	メタルコア	3症例				
	コア用の寒天印象	10症例				
	全部被服冠形成	3症例				
	部分被服冠形成	2症例				
	ブリッジ形成	1症例				
	テンポラリークラウン作成	10症例				
	寒天印象	10症例				
	シリコン印象	2症例				
	ワックスバイト	10症例				
	シリコンバイト	7症例				
	全部被服冠試適	2症例				
	全部被服冠、部分被服冠形成、ブリッジを合着	5症例				
	部分床義歯の印象	5症例			指導歯科医の指導のもと各診療を担当する。	各項目に必要な症例数を経験し、判定する。
	全部床義歯の概形印象	5症例				
	筋圧形成・精密印象	1症例				
	部分床義歯の設計	2症例				
	垂直的顎位の安定した咬合採得	5症例				
	垂直的顎位の不安定な咬合採得	2症例				
	全部床義歯の咬合採得	2症例				
	試適	5症例				
	部分床義歯の装着	5症例				
	全部床義歯の装着	1症例				
	修理	7症例				
	裏層	5症例				
	ティッシュコンディショニング	5症例				

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
	技工指示書	10症例		
	義歯調整	10症例		
f) 口腔機能の発達不全、口腔機能低下	摂食嚥下機能訓練を行う	1 症例	指導歯科医とともに検査及び診断を行う	最低1症例を経験し、判定する。
③基本的な応急処置を実践する。	歯周疾患に対する消炎・鎮痛処置を行う。	いずれかの研修を 2 症例	予約・予約外の対応において、指導歯科医とともに応急処置を経験する。	いずれかを最低2症例を経験し、判定する。
	歯髄疾患に対する消炎・鎮痛処置を行う。			
	脱離した歯冠修復物の再装着を行う。			
	有床義歯の修理を行う。			
④歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。	バイタルサインを観察し、異常を評価する。	一連の研修を 1 症例	指導歯科医とともに診療を担当する。	一連の研修を最低1症例を経験し、判定する。
	生体モニター監視下での歯科治療を経験する。			
	BLS（一次救命処置）を実践する。（講習会）	院内または院外での講習会に参加		各項目についての参加レポートにより判定する
	ICLS（二次救命処置）を実践する。（講習会）			
⑤診療に関する記録や文書（診療録、処方箋、歯科技工指示書等）を作成する。	毎回の診療時に実践する。	10症例	指導歯科医の指導のもと各診療を担当する。	最低10症例を経験し、判定する。
⑥医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。	全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。	一連の研修を 1 症例	指導歯科医とともに診療を担当する。	一連の研修を最低1症例を経験し、判定する。
	歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。			
	他科医療機関への紹介の要否を判断、診療情報の照会を行う。			
(3) 患者管理				

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
①歯科治療上問題となる全身的な疾患・服用薬剤等について説明する。	全身疾患を有する患者に、歯科治療上の問題点と服用薬剤等の注意点について説明する。	10症例	指導歯科医とともに診療を担当する。	最低1症例を経験し、判定する。
②患者の医療情報等について、必要に応じて主治医等と診療情報を共有する。	担当患者に対して診療情報提供書のやり取りを行う。	1症例	指導歯科医とともに診療を担当する。	最低1症例を経験し、判定する。
③全身状態の配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。	歯科診療中に血圧測定などのバイタルサインをモニタリングする	10症例	指導歯科医とともに診療を担当する。	最低10症例を経験し、判定する。
④歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対処法を実践する。	該当する症例が生じた際に対応する。該当する事例がなかった際には、過去の事例をもとにインシデントレポートを1つ作成することで目標達成とする。	1症例	指導歯科医とともに診療を担当する。	インシデントレポートの作成若しくは1症例の経験により判定する。
(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供				
①妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じて歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解・実践する。	担当患者に対して診察と診断を行い、診療毎で対応していく。	各期について1症例	指導歯科医とともに各診療を担当する。	各期について最低1症例を経験し、判定する。
②各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。	担当患者に対して診察と診断を行い、診療毎で対応していく。	各期について1症例	指導歯科医とともに各診療を担当する。	各期について最低1症例を経験し、判定する。
③在宅療養患者などに対する訪問歯科診療を経験する。	訪問歯科診療に同行し、介助及び口腔ケアの実施	3症例	指導歯科医とともに診療を担当する。	最低3症例を経験し、判定する。
④障害を有する患者への対応を実践する。	障害者に対する診療の介助及び口腔ケアの実施	3症例	指導歯科医とともに診療を担当する。	最低3症例を経験し、判定する。

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
2 歯科医療に関連する連携と制度の理解など				
(1) 歯科専門職間の連携				
①歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理などの際に連携を図る。	歯科衛生士が参加するケースカンファレンスに参加する。		指導歯科医とともにケースカンファレンスに参加する。	参加レポートにより判定する
②歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。	担当患者に対して歯科技工指示書を作成する。	10 症例	指導歯科医とともに歯科技工指示書を作成する。	最低3症例を経験し、判定する。
③多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。	多職種が参加するケースカンファレンスに参加する。		指導歯科医とともにケースカンファレンスに参加する。	参加レポートにより判定する
(2) 多職種連携、地域医療				
①地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。	法人の新入職員オリエンテーションに参加し、地域における医療（医科・歯科）、介護、地域との連携・協同の概要を学ぶ			各項目についての参加レポートにより判定する
②地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。				
③在宅療養患者や介護施設などの入所者に対する介護関係職種がかかわる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。	サービス担当者会議等へ参加をする			最低1症例を経験し、判定する。

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
④訪問歯科診療の実施に当たり、患者にかかわる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。	介護施設への訪問診療に同行し、介助及び口腔ケアを実施する。	1 症例	指導歯科医とともに診療を担当する。	最低1症例を経験し、判定する。

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
⑥歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチームなど）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。	コープおおさか病院でのOCTの活動に参加をする	1 症例	指導歯科医および病院担当医の指導の下に研修する。	最低1症例を経験し、判定する。
⑦入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。	退院カンファレンスに参加する	1 症例	指導歯科医および病院担当医の指導の下に研修する。	最低1症例を経験し、判定する。
(3) 地域保健				
①地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。	地域での健康教室の講師を行う			各項目についての参加レポートにより判定する
②保健所などにおける地域歯科保健活動を理解し、説明する。				
③歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。	保育所健診を経験する		指導歯科医とともに参加する。	
(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解				
①医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	学習会に参加する。		担当歯科事務の説明を受ける。	参加レポートにより判定する
②医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。	保険診療を実践する	全ての診療において行う	指導歯科医の指導のもと日々の診療において実践	日々の診療の中で指導歯科医が適切な保険診療を実践しているか確認する

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
③介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	学習会に参加する。		担当歯科事務の説明を受ける。	参加レポートにより判定する

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	修了判定の評価基準
------	------	--------	------------	-----------

※症例数の考え方・判定基準について

- ・研修内容ごとに、一連の処置ごとに一症例とする考え方、処置ごとに一症例とする考え方を併用し、症例数を設定する。
- ・尚、上表に「一連の研修を」と記載ある場合を除いて、処置ごとに一症例とする。
- ・ケースカンファレンス及び学習・研修会、保健活動等への参加については、参加後のレポートをポートフォリオに収載し、修了判定の基準とする。